

## 第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

### 第2節 屋内貯蔵所

第1	屋内貯蔵所の区分
----	----------

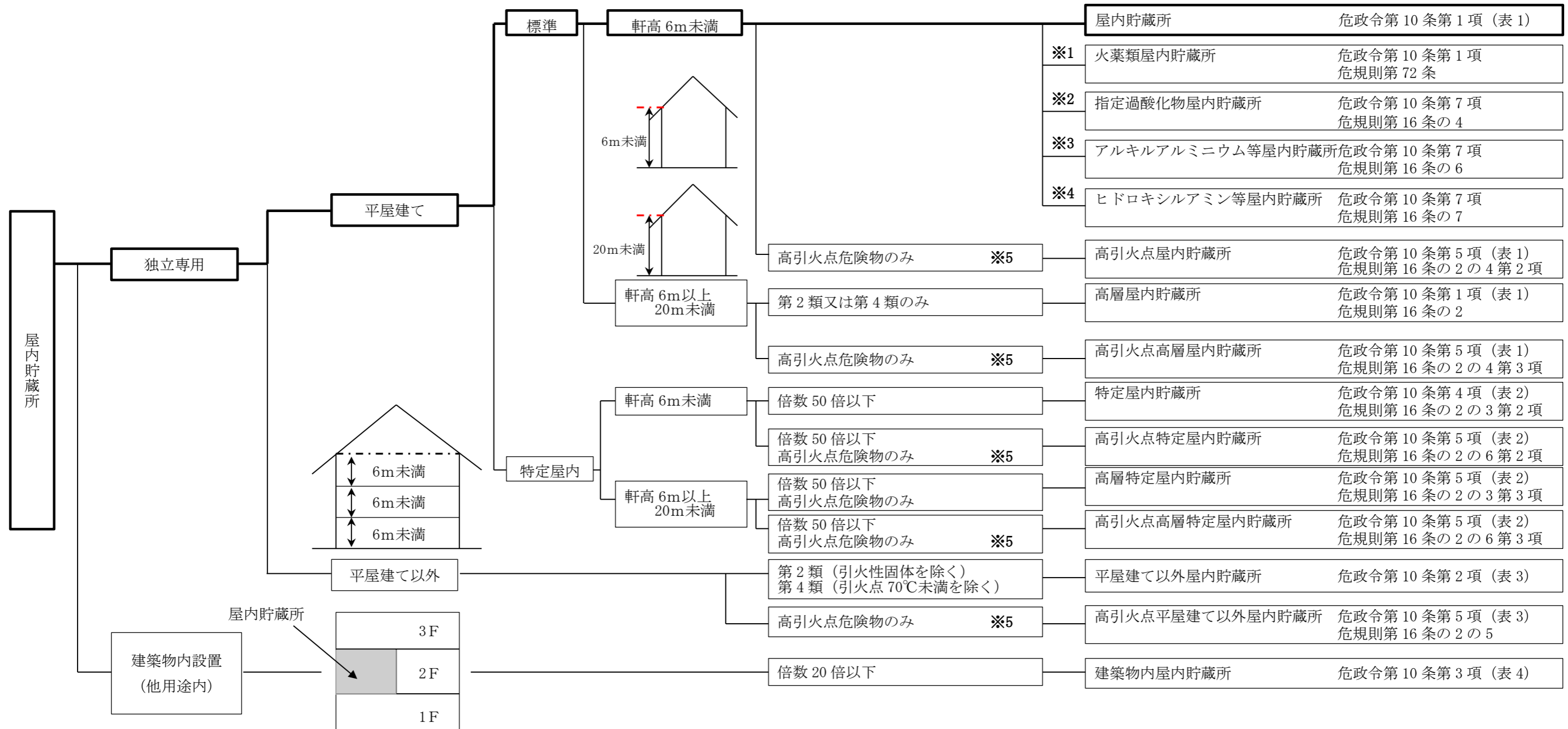
根拠条文 危政令

- 危政令第10条第1項  
独立、専用で平屋建ての屋内貯蔵所（基本形態）
  
- 危政令第10条第2項  
独立、専用で平屋建て以外の屋内貯蔵所（第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの）
  
- 危政令第10条第3項  
建築物の一部に設置する屋内貯蔵所（指定数量の倍数が20以下のもの）
  
- 危政令第10条第4項  
特定屋内貯蔵所（指定数量の倍数が50以下のもの）
  
- 危政令第10条第5項  
高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）屋内貯蔵所
  
- 危政令第10条第6項  
リチウムイオン電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵する屋内貯蔵所
  
- 危政令第10条第7項  
指定過酸化物、アルキルアルミニウム等又はヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所

留意事項

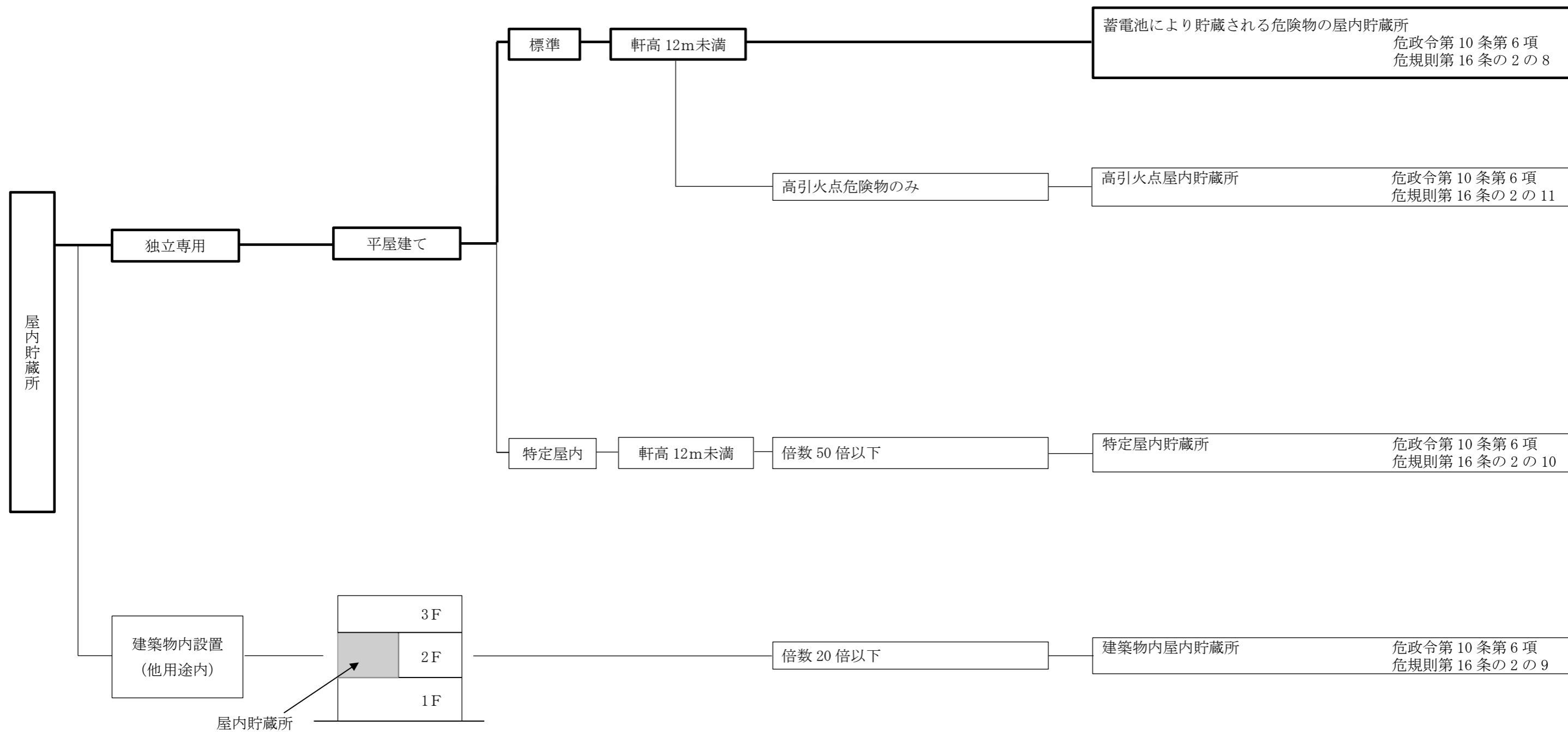
- 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術基準は、施設形態に応じて定められている。より詳細な区分については、「屋内貯蔵所の区分表」を参照のこと。

屋内貯蔵所の区分表



(注) 1. ※1 火薬類とは、危規則第72条第1項に規定する危険物をいう。  
 2. ※2 指定過酸化物とは、危規則第16条の3に規定する危険物をいう。  
 3. ※3 アルキルアルミニウム等とは、第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。  
 4. ※4 ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。  
 5. ※5 高引火点危険物とは、引火点 100℃以上の第4類の危険物をいう。  
 6. 太線によるフローは、屋内貯蔵所の標準を示す。  
 7. (表1)、(表2)、(表3)、(表4) は、次のページからの一覧表を示す。

屋内貯蔵所の区分表



高引火点危険物の平屋建ての屋内貯蔵所の特例基準の概要

項目	区分	平屋建ての屋内貯蔵所			
			高引火点危険物	高層倉庫	高引火点危険物
規制条文		危政令第10条第1項	危政令第10条第5項 危規則第16条の2の4第2項	危政令第10条第1項第4号 ただし書 危規則第16条の2	危政令第10条第5項 危規則第16条の2の4第3項
危険物の指定		なし	第4類（引火点100℃以上）	第2類・第4類	第4類（引火点100℃以上）
指定数量の倍数		制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
位 置	保安距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居 10m</li> <li>学校、病院等 30m</li> <li>重要文化財の建築物等 50m</li> <li>高圧ガス施設 20m</li> <li>特別高圧架空電線 3m 又は 5m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20倍以下：不要</li> <li>20倍超え <ul style="list-style-type: none"> <li>住居 10m</li> <li>学校、病院等 30m</li> <li>重要文化財の建築物等 50m</li> <li>高圧ガス施設 20m</li> </ul> </li> <li>高圧ガス施設 20m (不活性ガスの施設除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居 10m</li> <li>学校、病院等 30m</li> <li>重要文化財の建築物等 50m</li> <li>高圧ガス施設 20m</li> <li>特別高圧架空電線 3m 又は 5m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20倍以下：不要</li> <li>20倍超え <ul style="list-style-type: none"> <li>住居 10m</li> <li>学校、病院等 30m</li> <li>重要文化財の建築物等 50m</li> <li>高圧ガス施設 20m</li> </ul> </li> <li>高圧ガス施設 20m (不活性ガスの施設除く。)</li> </ul>
	保有空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>5倍以下 0.5m (耐火構造0m)</li> <li>5倍超え10倍以下 1.5m (耐火構造1m)</li> <li>10倍超え20倍以下 3m (耐火構造2m)</li> <li>20倍超え50倍以下 5m (耐火構造3m)</li> <li>50倍超え200倍以下 10m (耐火構造5m)</li> <li>200倍超え 15m (耐火構造10m)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20倍以下 0.5m (耐火構造0m)</li> <li>20倍超え50倍以下 1.5m (耐火構造1m)</li> <li>50倍超え200倍以下 3m (耐火構造2m)</li> <li>200倍超え 5m (耐火構造3m)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5倍以下 0m</li> <li>5倍超え10倍以下 1m</li> <li>10倍超え20倍以下 2m</li> <li>20倍超え50倍以下 3m</li> <li>50倍超え200倍以下 5m</li> <li>200倍超え 10m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5倍以下 0m</li> <li>5倍超え10倍以下 1m</li> <li>10倍超え20倍以下 2m</li> <li>20倍超え50倍以下 3m</li> <li>50倍超え200倍以下 5m</li> <li>200倍超え 10m</li> </ul>
標識・掲示		必要	必要	必要	必要
建 物 構 造	階数・高さ	軒高6m未満	軒高6m未満	軒高6m以上20m未満	軒高6m以上20m未満
	面積	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下	床面積1,000㎡以下
	壁	耐火構造 第2類（引火性固体を除く） 第4類（引火点70℃以上）の み又は10倍以下：延焼のお それのない外壁は不燃材料 で可	耐火構造 延焼のおそれのない外壁は不 燃材料で可	耐火構造	耐火構造
	柱	同上	耐火構造 又は 不燃材料	耐火構造	耐火構造
	床	同上	同上	耐火構造	耐火構造
	はり	不燃材料	不燃材料	耐火構造	耐火構造
	屋根	軽量な不燃材料 第2類（粉状のもの・引火性 固体を除く。）：耐火構造で可	不燃材料	軽量な不燃材料 第2類（粉状のもの・引火性 固体を除く。）：耐火構造で可	軽量な不燃材料
	天井	禁止（第5類を除く）	—	禁止	禁止
	窓	防火構造 延焼のおそれのある外壁に は、設置禁止	防火設備又は不燃材料若しくはガ ラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、 設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、 設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、 設置禁止
出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁に は、自閉式特定防火設備	防火設備又は不燃材料若しくはガ ラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、 自閉式特定防火設備。ガラスを 用いる場合は網入りガラス	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、 自閉式特定防火設備	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、 自閉式特定防火設備	
設 備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要	必要	必要
	排出設備	引火点が70℃未満の危険物：必要	不要	引火点が70℃未満の危険物：必要	不要
	採光・照明	必要	必要	必要	必要
	電気設備	電気工作部に係る法令の規定による	電気工作部に係る法令の規定による	電気工作部に係る法令の規定による	電気工作部に係る法令の規定による
	避雷設備	10倍以上	不要	必要	必要
	通風 冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要	—	—	—

特定屋内貯蔵所の基準の概要

項目	区分	特定屋内貯蔵所			
			高引火点危険物	高層倉庫	高引火点危険物
規制条文		危政令第10条第4項 危規則第16条の2の3第2項	危政令第10条第5項 危規則第16条の2の6第2項	危政令第10条第4項 危規則第16条の2の3第3項	危政令第10条第5項 危規則第16条の2の6第3項
危険物の指定		なし	第4類（引火点100℃以上）	第2類・第4類	第4類（引火点100℃以上）
指定数量の倍数		50倍以下	50倍以下	50倍以下	50倍以下
位置	保安距離	不要	不要	不要	不要
	保有空地	・5倍以下 0m	不要	・5倍以下 0m	・5倍以下 0m
		・5倍超え20倍以下 1m		・5倍超え10倍以下 1m	・5倍超え20倍以下 1m
		・20倍超え50倍以下 2m		・10倍超え20倍以下 2m	・20倍超え50倍以下 2m
			・20倍超え50倍以下 3m		
標識・掲示		必要	必要	必要	必要
建物構造	階数・高さ	軒高6m未満	軒高6m未満	軒高6m以上20m未満	軒高6m以上20m未満
	面積	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下	床面積150㎡以下
	壁	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	柱	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	床	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	はり	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	屋根	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	天井	—	—	—	—
	窓	禁止	禁止	禁止	禁止
	出入口	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備
設備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要	必要	必要
	排出設備	引火点が70℃未満の危険物：必要	不要	引火点が70℃未満の危険物：必要	不要
	採光・照明	必要	必要	必要	必要
	電気設備	電気工作部に係る法令の規定による	電気工作部に係る法令の規定による	電気工作部に係る法令の規定による	電気工作部に係る法令の規定による
	避雷設備	10倍以上	不要	必要	必要
	通風 冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要	—	—	—

高引火点危険物の平屋建て以外の屋内貯蔵所の特例基準の概要

項目		区分	
		平屋建て以外の屋内貯蔵所	高引火点危険物
規制条文		危政令第10条第2項	危政令第10条第5項 危規則第16条の2の5
危険物の指定		第2類（引火性固体を除く） 第4類（引火点70℃以上）	第4類（引火点100℃以上）
指定数量の倍数		制限なし	制限なし
位 置	保安距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居 10m</li> <li>・学校、病院等 30m</li> <li>・重要文化財の建築物等 50m</li> <li>・高圧ガス施設 20m</li> <li>・特別高圧架空電線 3m又は5m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20倍以下：不要</li> <li>・20倍超え <ul style="list-style-type: none"> <li>住居 10m</li> <li>学校、病院等 30m</li> <li>重要文化財の建築物等 50m</li> <li>高圧ガス施設 20m</li> </ul> </li> <li>（不活性ガスの施設を除く）</li> </ul>
	保有空地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5倍以下 0m</li> <li>・5倍超え10倍以下 1m</li> <li>・10倍超え20倍以下 2m</li> <li>・20倍超え50倍以下 3m</li> <li>・50倍超え200倍以下 5m</li> <li>・200倍超え 10m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20倍以下 0.5m（耐火構造0m）</li> <li>・20倍超え50倍以下 1.5m（耐火構造1m）</li> <li>・50倍超え200倍以下 3m（耐火構造2m）</li> <li>・200倍超え 5m（耐火構造3m）</li> </ul>
標識・掲示		必要	必要
建 物 構 造	階数・高さ	階高6m未満	階高6m未満
	面積	床面積の合計1,000㎡以下	床面積の合計1,000㎡以下
	壁	耐火構造	不燃材料 延焼のおそれのある外壁：耐火構造
	柱	耐火構造	不燃材料
	床	耐火構造	不燃材料
	はり	耐火構造	不燃材料
	屋根	軽量な不燃材料 第2類（粉状のものを除く）：耐火構造で可	不燃材料
	天井	禁止	—
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止
	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備 ガラスを用いる場合は、網入りガラス
設 備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要
	排出設備	不要	不要
	採光・照明	必要	必要
	電気設備	電気工作部に係る法令の規定による	電気工作部に係る法令の規定による
	避雷設備	10倍以上	不要

高引火点危険物の平屋建て以外の屋内貯蔵所の特例基準の概要

項目		区分	建築物内に設置される屋内貯蔵所
規制条文			危政令第10条第3項
危険物の指定			なし
指定数量の倍数			20倍以下
位置	保安距離		不要
	保有空地		不要
	形態		壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物の1階又は2階のいずれか一の階
標識・掲示			必要
建物構造	階数・高さ		階高6m未満
	面積		床面積75㎡以下
	防火区画		出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁 床（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの）
	壁		耐火構造
	柱		耐火構造
	床		耐火構造
	はり		耐火構造
	屋根		耐火構造
	天井		—
	窓		禁止
	出入口		自閉式特定防火設備
設備	架台		不燃材料、耐震性等
	換気設備		必要（防火ダンパー）
	排出設備		引火点70℃未満の危険物：必要（防火ダンパー）
	採光・照明		必要
	電気設備		電気工作部に係る法令の規定による
	避雷設備		10倍以上
	通風・冷房装置等		セルロイド等の貯蔵倉庫に必要

---

第2	保安距離
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第1号

屋内貯蔵所の位置は、前条【危政令第9条】第1項第1号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。

参照

○ 「危政令第9条第1項第1号」－第1節「製造所-第1保安距離」

第3	保有空地
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第2号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地进行を保有すること。ただし、2以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令【危規則第14条】で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区 分	空地の幅	
	当該建築物の壁、柱、床が耐火構造である場合	欄に掲げる場 以外の場合
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所		0.5m以上
指定数量の倍数が5を超え10以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	3m以上	5m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	5m以上	10m以上
指定数量の倍数が200を超え屋内貯蔵所	10m以上	15m以上

※ 保有空地は、屋内貯蔵所が火災になった場合、又は周辺の建築物等が火災になった場合に相互に延焼防止するための空地であり、かつ、消防活動等に使用する空地である。

根拠条文 危規則

○ 危規則第14条（屋内貯蔵所の空地の特例）

危政令第10条第1項第2号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。

一 指定数量の倍数が20を超える屋内貯蔵所（危規則第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に危政令第10条第1項第2

号の表に定める空地の幅の3分の1の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、3m未満とすることはできない。

二 危規則第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う2以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に0.5mの幅の空地を保有することができる範囲までであること。

○ 危規則第72条第1項（塩素酸塩類等の特例）

危規則第72条第1項に規定する危険物とは、第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類若しくは硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの、第2類の危険物のうち硫黄、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第5類の危険物のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物若しくは金属のアジ化物又はこれらのいずれかを含有するもののうち火薬類に該当するものをいう。

参照

○ 「保有空地の留意事項」－第1節「製造所-第2 保有空地-留意事項」

第4	標識及び掲示板
----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第3号

屋内貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋内貯蔵所である旨を表示した標識【危規則第17条】及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板【危規則第18条】を設けること。

※ 標識は、事業所内に存する種々の施設の中で、危険物施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものであり、また、掲示板は、施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

参照

○ 「危規則第17条・第18条」一別記5「標識・掲示板」

第5	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第3号の2

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。

※ 災害の発生、拡大防止の観点から、基本形態としての貯蔵倉庫の形態は、独立・専用の建築物とすることが定められている。

第6	貯蔵倉庫の軒高等
----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第4号

貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が6m未満の平屋建てとし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第2類又は第4類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令で定めるもの【危規則第16条の2】にあっては、その軒高を20m未満とすることができる。

※ 貯蔵倉庫は、可燃性蒸気の滞留による引火、消火活動の困難さ、雨水等の侵入等を考慮してその床を地盤面以上に設けるとともに、万一、火災等の事故が発生した場合にその圧力等を上部に放出し、近隣建築物等への影響を小さくするために平屋建てとすることとしている。また、貯蔵倉庫の地盤面から軒までの高さは、初期消火活動及び消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性等を考慮に入れて、原則として6m未満とされている。

根拠条文 危規則

○ 危規則第16条の2（高層倉庫の基準）

危政令第10条第1項第4号の危規則第16条の2で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫とする。

- 一 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造（建基法第2条第7号の耐火構造をいう。）とすること。
- 二 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、特定防火設備（危政令第9条第1項第7号の特定防火設備をいう。）を設けること。
- 三 貯蔵倉庫には、危規則第13条の2の4に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

留意事項

- 「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」）

参照

- 「耐火構造」一別記4「不燃材料及び耐火構造」

- 「特定防火設備」－第1節「製造所-第7窓、出入口」
- 「避雷設備」－第1節「製造所-第18避雷設備」
- 「安全上支障がない場合」－第1節「製造所-第18避雷設備」

第7	貯蔵倉庫の床面積の制限
----	-------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第5号

一の貯蔵倉庫の床面積は、1,000 m<sup>2</sup>を超えないこと。

留意事項

- 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところ（建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）によること。（\*）

第8	貯蔵倉庫の構造
----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第6号

貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の10倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第2類若しくは第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。

※ 貯蔵倉庫の壁、柱、床は、火災の拡大防止の観点から、原則として耐火構造とすることとされている。

留意事項

○ 「延焼のおそれのない外壁」とは、別記6「延焼のおそれのある外壁」の延焼のおそれのある外壁以外の外壁とする。（\*）

○ 貨物自動車を屋内に入れ危険物の積み下ろし専用の屋内通路を有する屋内貯蔵所の貨物自動車が入り出すための開口部については、危政令第10条第1項第6号及び第8号の規定に危政令第23条を適用して壁及び出入口を設置しないことができる。（昭和57年5月11日消防危第57号「危険物規制事務上の疑義について」）

○ 類を異にする危険物を同一棟の貯蔵倉庫に貯蔵するため、室を区画する場合は耐火構造の隔壁で完全に区画すること。（危政令第26条第1項第1の2号）

参照

○ 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第9	屋根
----	----

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第7号

貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けないこと。ただし、第2類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては屋根を耐火構造とすることができ、第5類の危険物のみの貯蔵倉庫にあつては当該倉庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。

※ 屋根は、貯蔵倉庫において、万一事故が発生した場合に、その圧力等を上方に放出させるために、原則として不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふき、天井を設けないこととされている。

参照

- 「屋根の留意事項」－第1節「製造所-第6 屋根-留意事項」
- 「不燃材料」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第10	窓、出入口
-----	-------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第8号

貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

※ 危険物を取り扱う建築物は、火災の危険性が大きいので、当該建築物の窓及び出入口も耐火構造等防火性能を有する壁体一体となって延焼阻止の目的を達成するものでなければならないことから、当該窓及び出入口には防火設備を設けることとされている。

参照

○ 「防火設備」、「特定防火設備」－第1節「製造所-第7窓、出入口」

○ 「延焼のおそれのある外壁」－別記6「延焼のおそれのある外壁」

第11	網入りガラス
-----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第9号

貯蔵倉庫の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

※ 窓及び出入口に用いる網入りガラスは、火災の際に亀裂が出来ても容易に炎が通過する隙間ができないなどの防火上及び爆発時のガラスの飛散防止等を目的としている。

参照

○ 「網入りガラスの留意事項」－第1節「製造所-第8 網入りガラス-留意事項」

第12	床の構造
-----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第10号

第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の危険物のうち危政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。以下「禁水性物品」という。）又は第4類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

※ 床の構造は、禁水性物品等の危険物は、水と作用して発熱又は発火する性質を有するため、また、第4類の危険物は漏えいした場合に水に浮遊又は溶解し拡大する性質を有するため、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とするよう規定している。

留意事項

○ 「床面に水が浸入し、又は浸透しない構造」とは、床面を地盤面より高くすることや防水の措置を講じたコンクリート造とすること等をいう。（\*）

第13	床の傾斜、貯留設備等
-----	------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第11号

液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

※ 液状の危険物を取り扱う建築物において危険物が流出した場合に、その床面に危険物が浸透するのを防止するとともに、流出した危険物の拡大範囲を局限化し、回収等の事後措置を容易にすることを目的としている。

参照

○ 「床の傾斜、貯留設備の留意事項」－第1節「製造所-第9床の構造-留意事項」

第14	架台
-----	----

根拠条文 危政令

- 危政令第10条第1項第11号の2  
貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令【危規則第16条の2の2】で定めるところによるものであること。

根拠条文 危規則

- 危規則第16条の2の2（屋内貯蔵所の架台の基準）  
危政令第10条第1項第11号の2の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。
  - 一 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。
  - 二 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
  - 三 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

留意事項

- 「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできた柵等を設けることをいう。（平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」）
- 貯蔵方法
  - 1 容器の落下試験高さ（危告示第68条の5第2項第1号二に掲げる表に定める危険等級に応じた高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合は、次のいずれか又は全部によること。
    - (1) 容器を荷崩れ防止バンドで結束すること。
    - (2) 柵付きパレット（かご状）で貯蔵する等（柵付きパレットで貯蔵する場合は、架台にパレット落下防止具、移動防止具等を取り付けること。）により一体化を図ること。
    - (3) 架台の開口部に容器の落下防止に有効な柵、網等を取り付けること。
  - 2 低引火点の危険物については、できるだけ低い位置に貯蔵するよう配慮すること。（平成8年10月15日消防危第125号「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」）

○ 容器の積み重ね高さ

危規則第40条の2の「容器の積み重ね高さ」とは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。(平成元年12月21日消防危第114号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」)

参照

- 「不燃材料」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「架台の耐震対策」－別記14「架台の耐震構造」

第15	採光、照明、換気設備及び排出設備
-----	------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第12号

貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が70℃未満の危険物の貯蔵倉庫にあっては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。

留意事項

- 照明設備により、危険物の取り扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。(平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料(給油取扱所関係)の送付について」準用)

参照

- 「必要な採光を屋根面にとる場合」－第1節「製造所-第6屋根」  
○ 「換気設備及び排出設備の定義」－第1節「製造所-第10採光、照明、換気及び排出設備」  
○ 「換気設備及び排出設備の運用」－別記7「可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表」

第16	電気設備
-----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第13号

電気設備は、危政令第9条第1項第17号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

留意事項

○ 屋内貯蔵所におけるIoT機器等の使用について

(1) 次の要件に適合する屋内貯蔵所の内部については、危政令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものとして取り扱うこと。

ア 屋内貯蔵所において、貯蔵に伴う少量の危険物の詰替え、小分け行為、混合等の取扱いが行われていないこと。

イ 危政令第10条第1項第12号に規定する「危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な換気のための設備」が正常に稼働していること。また、引火点70℃未満の危険物の貯蔵倉庫にあつては、同号に規定する「内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備」が正常に稼働していること。

(2) (1)の要件に適合する屋内貯蔵所において、固定式でない非防爆構造の電気機械器具等を使用する場合は、防爆構造の可燃性ガス検知機を常時稼働させ、安全を確認すること。

(3) 屋内貯蔵所内で危険物の漏えい事故等が発生した場合には、固定式でない非防爆構造の電気機械器具等の使用を直ちに停止し、電源を遮断するとともに、屋内貯蔵所の外へ退避し、安全が確認されるまでの間は、屋内貯蔵所内で当該電気機械器具等を使用しないこと。

(4) (1)から(3)の運用が確保されていることを資料等により確認すること。  
(令和6年3月29日消防危第80号「屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」)

第17	避雷設備
-----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第14号

指定数量の10倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令【危規則第13条の2の3】で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りではない。

※ 貯蔵倉庫において、雷撃による火災の発生、施設の破損等を防止することを目的としている。

留意事項

○ 「避雷設備の基準及び運用」－第1節「製造所-第18 避雷設備」

第18	温度上昇防止装置等
-----	-----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第1項第15号

第5類の危険物のうちセルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるもので総務省令【未制定】で定めるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること。

※ 第5類の危険物のセルロイドの着火温度は約180℃であり、古いもの、湿気を帯びたもの等は、周囲の温度の上昇により分解が促進され、自然発火する危険性があるので、このようなおそれのあるものの貯蔵倉庫は、倉庫内の温度を上昇させないために屋根を二重構造としたり、天井を設けて小屋うらに換気口を設ける等の構造とする、又は通風装置、冷房装置、散水装置等の温度上昇を防止する設備を設けることとされている。

第19	平屋建て以外の独立専用屋内貯蔵所
-----	------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第2項

屋内貯蔵所のうち第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平屋建以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危政令第10条第1項第1号から第3号の2まで及び第7項から第14号までの規定の例によるほか、次のとおりする。

一 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さ（以下「階高」という。）を6m未満とすること。

二 一の貯蔵倉庫の床面積の合計は、1,000 m<sup>2</sup>を超えないこと。

三 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

四 貯蔵倉庫の2階以上の階の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

※ 屋内貯蔵所は、危険物の性状又は消防活動上の困難性から平屋建てとすることが原則であるが、第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものは、平屋建てとしないことができるものである。

留意事項

○ 「階高」について、最上階における階高は、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」）

○ 危政令第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を準用するものは次表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第10条第1項第1号	保安距離
同項第2号	保有空地

第 2 節 屋内貯蔵所  
第 19 平屋建て以外の独立専用屋内貯蔵所

---

同項第 3 号	標識及び掲示板
同項第 3 号の 2	貯蔵倉庫の形態 (独立専用)
同項第 7 号	屋根
同項第 8 号	窓、出入口
同項第 9 号	網入りガラス
同項第 10 号	床の構造
同項第 11 号	床の傾斜・貯留設備等
同項第 11 号の 2	架台
同項第 12 号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第 13 号	電気設備
同項第 14 号	避雷設備

参照

- 「耐火構造」、「不燃材料」－別記 4 「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「延焼のおそれのある外壁」－別記 6 「延焼のおそれのある外壁」
- 「特定防火設備」、「防火設備」－第 1 節 「製造所-第 7 窓、出入口」
- 「危政令第 1 項各号」－第 2 節 「屋内貯蔵所-第 2～第 18」

第20	建築物の一部に設置する屋内貯蔵所
-----	------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第3項

屋内貯蔵所のうち指定数量の倍数が20以下のもの（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危政令第10条第1項3号及び第10号から第15号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の1階又は2階のいずれか一の階に設置すること。
- 二 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を6m未満とすること。
- 三 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、75㎡を超えないこと。
- 四 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
- 五 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- 六 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けないこと。
- 七 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

※ 指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所にあつては、他用途を有する建築物内の部分に設けることができるものである。

留意事項

- 危政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に2以上設置することができる。（平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」）
- 危政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。（平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給

油取扱所を除く)の送付について」)

- 1階が耐火構造で、2階が簡易耐火構造である建築物（1階と2階とは、開口部のない耐火構造の床で区画されている。）の1階に屋内貯蔵所を設置することはできない。（平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」）
- 次のものは、「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」として認められる。
  - 1 建設省告示第1675号第2号の1のへに適合する壁（75mm以上の高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル）（平成2年10月31日消防危第105号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」）
  - 2 「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床（令和5年3月24日消防危第63号「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造と同等以上の強度を有する構造について」）
  - 3 建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号（第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床（令和5年3月24日消防危第63号「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造と同等以上の強度を有する構造について」）
- 「出入口」は屋外に面してなくてもよい。（平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」）
- 危政令第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を準用するものは次の表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第10条第1項第3号	標識及び掲示板
同項第10号	床の構造
同項第11号	床の傾斜・貯蔵設備等
同項第11号の2	架台
同項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第13号	電気設備
同項第14号	避雷設備

同項第15号	温度上昇防止装置等
--------	-----------

参照

- 「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所-第7窓、出入口」
- 「危政令第10条第1項各号」－第2節「屋内貯蔵所-第2～第18」

第21	特定屋内貯蔵所
-----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第4項

指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所（以下「特定屋内貯蔵所」という。）については、総務省令（危規則第16条の2の3）で、危政令第10条第1項に掲げる基準の特例を定めることができる。

※ この特例基準は、概していえば、保安距離、保有空地という位置の基準を緩和する代替措置として貯蔵倉庫の構造の基準を強化しているものである。

根拠条文 危規則

○ 危規則第16条の2の3（特定屋内貯蔵所の特例）

1 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所に係る危政令第10条第4項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。

2 前項の屋内貯蔵所（次項に定めるものを除く）のうち、その貯蔵倉庫が次に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない。

一 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所	
指定数量の倍数が5を超え20以下の屋内貯蔵所	1m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	2m以上

二 一の貯蔵倉庫の床面積は、150㎡を超えないこと。

三 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。

四 貯蔵倉庫の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

五 貯蔵倉庫には、窓を設けないこと

3 第1項の屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高（危政令第10条第1項第4号に規定する軒高をいう。以下同じ）が6m以上20m未満のものに限る。）の

うち、その貯蔵倉庫が前項第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない。

留意事項

- 危規則第16条の2の3第2項に規定する屋内貯蔵所（軒高6m未満の特定屋内貯蔵所）の位置、構造及び設備の技術上の基準について、危政令第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第10条第1項第3号	標識及び掲示板
同項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
同項第4号	貯蔵倉庫の軒高等
同項第9号	網入りガラス
同項第10号	床の構造
同項第11号	床の傾斜・貯留設備等
同項第11号の2	架台
同項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第13号	電気設備
同項第14号	避雷設備
同項第15号	温度上昇防止装置等

- 危規則第16条の2の3第3項に規定する屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満の特定屋内貯蔵所）の位置、構造及び設備の技術上の基準について、危政令第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第10条第1項第2号	保有空地
同項第3号	標識及び掲示板
同項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
同項第4号（ただし書）	貯蔵倉庫の軒高等
同項第9号	網入りガラス
同項第10号	床の構造

---

同項第11号	床の傾斜・貯留設備等
同項第11号の2	架台
同項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第13号	電気設備
同項第14号	避雷設備

参照

- 「空地」－第1節「製造所-第2 保有空地-留意事項」
- 「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所-第7 窓、出入口」
- 「危政令第10条第1項各号」－第2節「屋内貯蔵所-第2～第18」

第22	高引火点危険物の屋内貯蔵所
-----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第5項

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令（危規則第16条の2の4から危規則第16条の2の6）で、危政令第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）、同条第2項（平屋建て以外の独立専用屋内貯蔵所）及び第4項（特定屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第16条の2の4（高引火点危険物の平屋建の屋内貯蔵所の特例）

- 1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第5項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
- 2 危規則第16条の2の4第1項の屋内貯蔵所（危規則第16条の2の4第3項に定めるものを除く）のうち、その位置及び構造が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号、第2号、第7号から第9号まで及び第14号の規定は、適用しない。
  - 一 屋内貯蔵所（指定数量の倍数が20を超えるものに限る。）の位置は、危規則第13条の6第3項第1号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例（高压ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱う施設、及び特別高压電線に係る保安距離は適用しない。）によるものであること。
  - 二 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空 地 の 幅	
	当該建築物の壁、柱及び床が耐火構造である場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所	/	0.5m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上

指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	3m以上	5m以上

三 貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造ること。

四 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備または不燃材料若しくはガラスで造られた戸を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

五 貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

3 危規則第16条の2の4第1項の屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高が6m以上20m未満のものに限る。）のうち、その位置が危規則第16条の2の4第2項第1号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号（保安距離）の規定は適用しない。

○ 危規則第16条の2の5（高引火点危険物の平屋建以外の屋内貯蔵所の特例）

1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第5項の規定による同条第2項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 危規則第16条の2の5第1項の屋内貯蔵所のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第2項においてその例による危政令第10条第1項第1号、第2号、第7号から第9号まで及び第14号並びに危政令第10条第2項第3号の規定は、適用しない。

一 危規則第16条の2の4第2項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。

○ 危規則第16条の2の6（高引火点危険物の特定屋内貯蔵所の特例）

1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第

10条第5項の規定による同条第4項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

- 2 危規則第16条の2の6第1項の屋内貯蔵所（危規則第16条の2の6第3項に定めるものを除く）のうち、危規則第16条の2の3第2項第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号、第2号、第5号から第8号まで及び第14号の規定は、適用しない。
- 3 危規則第16条の2の6第1項の屋内貯蔵所（軒高が6m以上20m未満のものに限る。）のうち、その貯蔵倉庫が危規則第16条の2の3第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない。

留意事項

- 危規則第16条の2の4（高引火点危険物の平屋建の屋内貯蔵所）関係

- 1 危政令第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次の表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第10条第1項第3号	標識及び掲示板
同項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
同項第4号	貯蔵倉庫の軒高等
同項第5号	貯蔵倉庫の床面積の制限
同項第6号	貯蔵倉庫の構造
同項第10号	床の構造
同項第11号	床の傾斜・貯留設備等
同項第11号の2	架台
同項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第13号	電気設備

- 危規則第16条の2の5（高引火点危険物の平屋建以外の屋内貯蔵所）関係

- 1 危政令第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次の表のとおり。

適用規定	規定の内容
------	-------

第 2 節 屋内貯蔵所  
第 22 高引火点危険物の屋内貯蔵所

危政令第 10 条第 1 項第 3 号	標識及び掲示板
同項第 3 号の 2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
同項第 10 号	床の構造
同項第 11 号	床の傾斜・貯留設備等
同項第 11 号の 2	架台
同項第 12 号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第 13 号	電気設備

- 2 危政令第 10 条第 2 項（平屋建て以外の独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次の表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第 10 条第 2 項第 1 号	貯蔵倉庫の階高等
同項第 2 号	床面積の合計の制限
同項第 4 号	床の開口部制限

- 危規則第 16 条の 2 の 6（高引火点危険物の特定屋内貯蔵所）関係

- 1 危規則第 16 条の 2 の 6 第 2 項に規定する屋内貯蔵所について、危政令第 10 条第 1 項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次の表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第 10 条第 1 項第 3 号	標識及び掲示板
同項第 3 号の 2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
同項第 4 号	貯蔵倉庫の軒高等
同項第 9 号	網入ガラス
同項第 10 号	床の構造
同項第 11 号	床の傾斜・貯留設備等
同項第 11 号の 2	架台
同項第 12 号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第 13 号	電気設備

- 2 危規則第 16 条の 2 の 6 第 3 項に規定する屋内貯蔵所について、危政令

第10条第1項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次の表のとおり。

適用規定	規定の内容
危政令第10条第1項第3号	標識及び掲示板
同項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
同項第4号（ただし書）	貯蔵倉庫の軒高等
同項第9号	網入ガラス
同項第10号	床の構造
同項第11号	床の傾斜・貯留設備等
同項第11号の2	架台
同項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
同項第13号	電気設備
同項第14号	避雷設備

参照

- 「空地」－製造所「第2 保有空地-留意事項」
- 「不燃材料」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「延焼のおそれのある外壁」－別記6「延焼のおそれのある外壁」
- 「危政令第10条第1項各号」－第2節「屋内貯蔵所-第2～第18」
- 「危政令第10条第2項各号」－第2節「屋内貯蔵所-第19」

第23	蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所
-----	----------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第6項

蓄電池により貯蔵される危規則第16条の2の7で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令【危規則第16条の2の8～第16条の2の11】で、前各項に掲げる基準の特例を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第16条の2の7（屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物）

危政令第10条第6項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物（以下、「リチウムイオン蓄電池」という。）とする。

○ 危規則第16条の2の8（蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例）

1 リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第6項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第4号から第6号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は、適用しない。

一 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けることともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを12メートル未満とすること。

二 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

三 貯蔵倉庫の2階以上の階の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

四 リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物を用いた蓄電池（以下次号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、60パーセント以下とすること。

五 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほ

か、次のいずれかの方法とすること。

イ 次に定める基準により架台を用いて貯蔵する方法

- (1) 架台は水平遮へい板（架台の内部を水平方向に遮へいする板をいう。）及び天板を設置しないものとする。
- (2) 架台の段数は、3以下とすること。
- (3) 床面から架台の最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、4.5m以下とすること。

ロ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを2段以上に積み重ねて用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。）

- (1) パレットを積み重ねる段数は、3以下とすること。
- (2) パレットを積み重ねる高さは、4.5m以下とすること。

ハ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを1段で用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。）

- (1) 1のパレットにおける蓄電池の容量の合計は、50kW時以下とすること。
- (2) パレットは、床面積20㎡以下ごとに区分するとともに、各区分の間は、2.4m以上の間隔を保つこと。
- (3) 床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、1.5m以下とすること。

六 消火設備は、危規則第35条の2第3項に定めるところにより設けること。

3 第1項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（法第17条の2の5第1項前段又は第17条の3第1項前段に規定する場合には、それぞれ法第17条の2の5第1項後段又は第17条の3第1項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）の例により、消防用設備等（法第17条第1項の消防用設備等をいう。以下同じ。）が設置され、及び維持されている建築物に限る。）については、令第10条第1項第1号、第2号及び第4号から第15号までの規定は、適用しない。

一 貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。

二 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造るこ

と。

- 三 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。
- 四 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設けること。
- 五 蓄電池の充電率は、60%以下とすること。
- 六 蓄電池は、危告示で定める基準に適合するものであること。
- 七 蓄電池の周囲3m以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。
- 八 蓄電池を貯蔵する場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3m未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（以下この条において「貯蔵場所」という。）は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、第28条の59の2第2項第8号イ又はロの集積場所の規定の例によること。
- 九 貯蔵場所（前号においてその例によるものとされる第28条の59の2第2項第8号イ(1)の空地を含む。）の床面積（第35条の2第4項第2号の規定により第2種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が1,500㎡を超える場合は、次に定めるところにより、当該場所を床面積の合計1,500㎡以内ごとに準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。
  - イ 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
  - ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。
    - (1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。
    - (2) 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。
- ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が10㎡以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたもの

に限る。) その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が50m以下となるようにすること。

十 第35条の2第4項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

4 第1項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの(建築物の一部に存するものであつて、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。)については、令第10条第1項第1号、第2号及び第3号の2から第15号までの規定は、適用しない。

一 前項第5号から第10号までの規定の例によること。

二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。

三 屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。

五 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口(次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。)以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

(1) 一の特定防火設備の面積は、30㎡以下であること。

(2) 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。

(3) 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i) 特定防火設備相互間の距離を3m以上とすること。

(ii) 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4) 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。

六 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、危険物を貯蔵し、又は取

り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

七 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（12）項イ又は（14）項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

ロ その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

八 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により同令別表第一（12）項イ又は（14）項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、令第9条第1項第1号イ又はロに掲げる建築物等の用途（以下「保安対象用途」という。）に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ 屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、10m（保安対象用途が令第9条第1項第1号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、30m）以上の距離を保つこと。ただし、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

（1） 指定数量の倍数が30未満であること。

（2） 屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の（1）及び（2）によること。

（1） 屋内貯蔵所の用に供する部分を經由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

（2） 屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を經由せずに地上に通ずる出入口に

避難できること。

- 危規則第16条の2の9（蓄電池により貯蔵される危険物の指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所の特例）
  - 1 リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第6項の規定による同条第3項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 前項の屋内貯蔵所のうち、前条第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第3項においてその例による同条第1項第11号及び第12号から第15号まで並びに同条第3項第1号から第3号までの規定は、適用しない。
  
- 危規則第16条の2の10（蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所の特例）
  - 1 リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第6項の規定による同条第4項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 前項の屋内貯蔵所のうち、危規則第16条の2の3第2項第1号及び第3号から第5号まで並びに第16条の2の8第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号、第2号、第4号から第8号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は、適用しない。
  
- 危規則第16条の2の11（蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所の特例）
  - 1 リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第6項の規定による同条第5項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 前項の屋内貯蔵所のうち、危規則第16条の2の4第2項各号及び第16条の2の8第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第10条第1号、第2号、第4号から第9号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定は、適用しない。

#### 留意事項

- 規則第16条の2の8第3項第9号ハ（同条第4項においてその例による場合を含む）の「その他の消防隊による活動の拠点となる場所」とは、例

第 2 節 屋内貯蔵所  
第 23 蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所

例えば、非常用エレベーターの乗降ロビー、特別避難階段の附室等が考えられる。(令和 7 年 5 月 27 日消防危第 116 号「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について」)

- 危規則第 16 条の 2 の 8 に規定する屋内貯蔵所（蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所）の位置、構造及び設備の技術上の基準について、危政令第 10 条第 1 項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次表のとおり。

適用規定	規定の内容
第 10 条第 1 項第 1 号	保安距離
第 10 条第 1 項第 2 号	保有空地
第 10 条第 1 項第 3 号	標識・掲示板
第 10 条第 1 項第 3 号の 2	独立専用建築物
第 10 条第 1 項第 7 号	屋根
第 10 条第 1 項第 8 号	窓・出入口
第 10 条第 1 項第 9 号	網入りガラス
第 10 条第 1 項第 10 号	床面の浸入浸透防止
第 10 条第 1 項第 11 号の 2	架台

- 危規則第 16 条の 2 の 9 に規定する屋内貯蔵所（蓄電池により貯蔵される危険物の指定数量の倍数が 20 以下の屋内貯蔵所）の位置、構造及び設備の技術上の基準について、危政令第 10 条第 3 項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次表のとおり。

適用規定	規定の内容
第 10 条第 1 項第 3 号	標識・掲示板
第 10 条第 1 項第 10 号	床面の水の浸入浸透防止
第 10 条第 1 項第 11 号の 2	架台
第 10 条第 3 項第 4 号	建築物の構造
第 10 条第 3 項第 5 号	出入口

第 2 節 屋内貯蔵所

第 23 蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所

第 10 条第 3 項第 6 号	窓
第 10 条第 3 項第 7 号	防火上有効なダンパー等

- 危規則第 16 条の 2 の 10 に規定する屋内貯蔵所（蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所）の位置、構造及び設備の技術上の基準について、危政令第 10 条第 1 項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）の規定を適用するものは次表のとおり。

適用規定	規定の内容
第 10 条第 1 項第 3 号	標識・掲示板
第 10 条第 1 項第 3 号の 2	独立専用建築物
第 10 条第 1 項第 9 号	網入りガラス
第 10 条第 1 項第 10 号	床面の浸入浸透防止
第 10 条第 1 項第 11 号の 2	架台

- 危規則第 16 条の 2 の 11 に規定する屋内貯蔵所（蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所）について、危政令第 10 条第 1 項（平屋建ての独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおり。

適用規定	規定の内容
第 10 条第 1 項第 3 号	標識・掲示板
第 10 条第 1 項第 3 号の 2	独立専用建築物
第 10 条第 1 項第 10 号	床面の水の侵入浸透防止
第 10 条第 1 項第 11 号の 2	架台

参照

- 「耐火構造」－別記 4 「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「不燃材料」－別記 4 「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「延焼のおそれのある外壁」－別記 6 「延焼のおそれのある外壁」
- 「防火設備」－製造所「第 7 窓、出入口」

第24	有機過酸化物、アルキルアルミニウム等又はヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所
-----	--------------------------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第10条第7項

有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物【危規則第16条の3】又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物【危規則第16条の5】を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第1項から第4項まで及び前項に掲げる基準を超える特例【危規則第16条の4～第16条の7】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第16条の3（指定過酸化物）

危政令第10条第7項の有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第5類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであって、第1種自己反応性物質の性情を有するもの（以下「指定過酸化物」という。）とする。

※ 指定過酸化物は、激しく加熱分解を起こし、また、着火した場合に爆発的に燃焼するという非常に高い危険性を有するものであることから特定基準が定められている。

○ 危規則第16条の4（指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例）

- 1 指定過酸化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第7項の規定による同条第1項から第4項までに掲げる基準を超える特例は、次に定めるところによること。
- 2 危政令第10条第1項第1号（同号においてその例によるものとされる危政令第9条第1項第1号イからハまでに掲げる建築物等に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、前項の屋内貯蔵所の位置は、当該屋内貯蔵所の外壁から危政令第9条第1項第1号イからハまでに掲げる建築物等までの間に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上を保たなければならない。ただし、指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を第4項ただし書に規定する構造としたものの周囲に同項本文に定める塀又は土盛りを設けるときは、当該屋内貯蔵所の外壁から危政令第9条第1項第1号イに掲げる建築物その他の工作物までの距離を10m以上とすることをもって足りる。

第2節 屋内貯蔵所

第24 有機過酸化物、アルキルアルミニウム等又はヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所

区 分	距 離					
	政令9条第1項第1号イに掲げる建築物その他の工作物(住居)		政令9条第1項第1号ロに掲げる施設(学校、病院、劇場等)		政令9条第1項第1号ハに掲げる建造物(重要文化財)	
	貯蔵倉庫の周囲に下記ウに定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記ウに定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記ウに定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所	20m	40m	30m	50m	50m	60m
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	22m	45m	33m	55m	54m	65m
指定数量の倍数が20を超え40以下の屋内貯蔵所	24m	50m	36m	60m	58m	70m
指定数量の倍数が40を超え60以下の屋内貯蔵所	27m	55m	39m	65m	62m	75m
指定数量の倍数が60を超え90以下の屋内貯蔵所	32m	65m	45m	75m	70m	85m
指定数量の倍数が90を超え150以下の屋内貯蔵所	37m	75m	51m	85m	79m	95m
指定数量の倍数が150を超え300以下の屋内貯蔵所	42m	85m	57m	95m	87m	105m
指定数量の倍数が300を超える屋内貯蔵所	47m	95m	66m	110m	100m	120m

- 3 危政令第10条第1項第2号の規定にかかわらず、第1項の屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地进行を保有しなければならない。ただし、2以上の第1項の屋内貯蔵所を同一敷地内に隣接して設置するときは当該屋内貯蔵所の相互間の空地の幅を同表に定める空地の幅の3分の2とし、指定数量の倍数が5以下の第1項の屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を次項ただし書に規定する構造としたものの周囲に同行本文に定める塀又は土盛りを設けるとときはその空地の幅を2メートル以上とすることをもって足りる。

区 分	空 地 の 幅	
	貯蔵倉庫の周囲に下記ウに定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所	3m以上	10m以上
指定数量の倍数が5を超え10以下の屋内貯蔵所	5m以上	15m以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	6.5m以上	20m以上
指定数量の倍数が20を超え40以下の屋内貯蔵所	8m以上	25m以上
指定数量の倍数が40を超え60以下の屋内貯蔵所	10m以上	30m以上
指定数量の倍数が60を超え90以下の屋内貯蔵所	11.5m以上	35m以上
指定数量の倍数が90を超え150以下の屋内貯蔵所	13m以上	40m以上
指定数量の倍数が150を超え300以下の屋内貯蔵所	15m以上	45m以上
指定数量の倍数が300を超える屋内貯蔵所	16.5m以上	50m以上

- 4 第2項の表又は前項の表に規定する塀又は土盛りは、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、指定数量の倍数が5以下の第1項の屋内貯蔵所については、当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすることをもって第2項の表又は前項の表の塀又は土盛りに代えることができる。
- 一 塀又は土盛りは、貯蔵倉庫の外壁から2m以上離れた場所に設けること。ただし、塀又は土盛りと当該貯蔵倉庫との隔壁は、当該屋内貯蔵所の空地の幅の5分の1を超えることはできない。
  - 二 塀又は土盛りの高さは、貯蔵倉庫の軒高以上とすること。

- 三 塀は、厚さ 15 cm以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ 20 cm以上の補強コンクリートブロック造とすること。
- 四 土盛りには、60° 以上の勾配を付けないこと。
- 5 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の屋内貯蔵所の特例は、次のとおりとする。
- 一 貯蔵倉庫は、150 m<sup>2</sup>以内ごとに隔壁で完全に区分するとともに、当該隔壁は、厚さ 30 cm以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ 40 cm以上の補強コンクリートブロック造とし、かつ、当該貯蔵倉庫の両側に外壁から 1m以上、上部に屋根から 50 cm以上突き出したものであること。
- 二 貯蔵倉庫の外壁は、厚さ 20 cm以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ 30 cm以上の補強コンクリートブロック造とすること。
- 三 貯蔵倉庫の屋根は、次のいずれかに適合するものであること。
- イ もや又はたる木の間隔を 30 cm以下とすること。
- ロ 屋根の下面に一辺の長さ 45 cm以下の丸鋼、軽量型鋼等の鋼製の格子を設けること。
- ハ 屋根の下面に金網を張り、当該金網を不燃材料のけた、はり又はたる木に緊結すること。
- ニ 厚さ 5 cm以上、幅 30 cm以上の木材で造った下地を設けること。
- 四 貯蔵倉庫の出入口には、特定防火設備を設けること。
- 五 貯蔵倉庫の窓は、床面から 2m以上の高さに設けるとともに、1の面の壁に設ける窓の面積の合計をその面の壁の面積の 80 分の 1 以内とし、かつ、1の窓の面積を 0.4 m<sup>2</sup>以内とすること。
- 6 第1項の屋内貯蔵所については、危政令第10条第2項から第4項までの規定は、適用しない。
- 危規則第16条の5（屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物）  
危政令第10条第7項のアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物は、アルキルアルミニウム等及びヒドロキシルアミン等とする。
- ※ アルキルアルミニウム等は、通常、自然発火性物品及び禁水性物品の両

方の性質を有するものであり、空气中で、又は水と接触して発火しやすいものであること、また、この危険物に係る火災の消火においては、水、二酸化炭素等の消火薬剤を用いることができず、消火が非常に困難であること等その危険性が特異でかつ非常に高いことから特例基準が定められている。

- 危規則第16条の6（アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の特例）
  - 1 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第7項の規定による同条第1項から第4項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 前項の屋内貯蔵所には、漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れたアルキルアルミニウム等を安全な場所に設けられた槽に導入することができる設備を設けなければならない。
  - 3 第1項の屋内貯蔵所については、危政令第10条第2項から第4項までの規定は、適用しない。
  
- 危規則第16条の7（ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の特例）

ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る危政令第10条第7項の規定による同条第1項、第3項及び第4項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとする。

#### 留意事項

- 危規則第16条の7に規定する「温度の上昇による危険な反応を防止するための措置」は、温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置とすることが可能である。（平成14年3月27日消防危第46号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」）

---

第25	その他
-----	-----

参照

- 平成10年3月27日消防危第36号「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」
- 令和4年12月13日消防危第283号「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」